随意契約の結果の公表

4月契約分(追加分)

健康福祉部

| 契約の名称又は商品・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の 名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令 の適用条項 | 所管部課(地方機関) の名称 | 随意契約 とした理由 | 備考 |
|------------------|---------|---------------------------|-----------|-------------------|-------------------|--|----|
| 電子顕微鏡保守点検業務委託 | H27.4.1 | 小西医療器株式会社 松江市平成町182-32 | 1,026,000 | 第167条の2第1項第2号 | 保健環境科学研究所 | 電子顕微鏡は複雑かつ精密な機器であり、技術的にも、部品の供給においても、製造業者以外の保守点検は困難である。島根県における唯一の代理店である事業者と契約を締結する。 | |
| 特殊排水処理設備保守点検業務委託 | | 株式会社クリタス 広島市中区榎町2-15 | 2,404,080 | 第167条の2第1項第2号 | 保健環境科学研究所 | 本設備は特殊な処理設備であるため、設計・施工業者より当該設備保守管理 の高度な専門研修を受講した専門技術者でなければこの設備を保守点検し、適 正な状況を維持することは困難である。この条件を満たし、現地(当研究所)で 委託業務を実施できる者は見積書徴取先の者しかおらず、また過去の業務成 績も良好であるため、この者からのみ見積書を徴取し、随意契約をする。 | |
| | | | | | | | |